

2023年8月

お客さま各位

高山信用金庫

「当座勘定規定」の改定について

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2023年9月からの「ことら送金」の取扱い開始に伴い、当金庫の当座勘定規定（一般用・専用約束手形口）を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改訂する規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形用）

「当座勘定規定（一般用）」（アンダーラインが改定箇所）

項目	改定後（新）	改定前（旧）
第10条 （支払いの範囲）	<p>(1) 同右</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとし</u>ます。</p> <p>(3) <u>手形、小切手の金額の一部</u>支払いはしません。</p>	<p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</p>

「当座勘定規定（専用約束手形用）」（アンダーラインが改定箇所）

項目	改定後（新）	改定前（旧）
第11条 （支払いの範囲）	<p>(1) 同右</p> <p>(2) <u>呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により</u>支払います。ただし、当金庫の</p>	<p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p>

	<u>裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> <u>(3) 手形の金額の一部支払いはしません。</u>	(2) 手形の金額の一部支払いはしません。
--	--	-----------------------

2. 改定日

2023年9月11日（月）

ご不明な点がございましたら、店頭窓口または営業担当までお問い合わせください。

以上